



第123期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月27日（木曜日）午前10時

開催場所埼玉県さいたま市中央区新都心8番地
さいたまスーパーアリーナ4階
T O I R O**議決権行使期限**

2024年6月26日（水曜日）午後5時

目次**招集ご通知**

第123期定時株主総会招集ご通知…………… 2

株主総会参考書類…………… 6

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役
(監査等委員である取締役を除く。)
5名選任の件第3号議案 監査等委員である取締役
3名選任の件第4号議案 補欠の監査等委員である取締役
1名選任の件**事業報告**

1. 当社グループの現況…………… 16

2. 会社の現況…………… 24

連結計算書類…………… 39

計算書類…………… 42

監査報告…………… 45

オリジンの経営理念

人類社会に役立つ存在感あふれる企業を目指し

世界中から情報が集まり人が集まる

「開かれた企業」 となろう

オンリーワン技術を磨く

「独自性ある企業」 となろう

チャンスを与え失敗を乗り越え、任せることの出来る

「自己実現の場である企業」 となろう

新たな価値を創造し、社会に貢献する企業となろう

証券コード：6513
2024年6月10日
(電子提供措置の開始日2024年6月3日)

株 主 各 位

埼玉県さいたま市桜区栄和三丁目3番27号
株 式 会 社 オ リ ジ ン
代表取締役社長 稲 葉 英 樹

第123期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第123期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第123期株主総会招集通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.origin.co.jp/ir/shares/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、当社名「オリジン」または証券コード「6513」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2024年6月26日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心8番地
さいたまスーパーアリーナ4階 T O I R O
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
 - 報告事項
 1. 第123期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第123期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

【株主総会の招集にあたっての決定事項】

- 株主総会にご出席されない株主様は書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができます。
- 議決権行使書の賛否の欄に表示のない場合は、賛成として取り扱います。
- インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものといたします。

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 本招集ご通知には、法令および定款第16条第2項の規定に基づき、連結注記表および個別注記表は記載しておりません。（これらの注記表はインターネット上の各ウェブサイトに掲載しております。）
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合には、インターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。

議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

当日ご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※当日ご出席の場合は、書面またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

株主総会開催日時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するように返送ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時 到着分まで

インターネットによる議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

[<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>]

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時 受付分まで

詳細は次頁をご覧ください

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
株式会社オリジン 御中

議決権行使回数 個

見本

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

各議案の賛否をご表示ください。

賛成の場合・・・「賛」の欄に○印

反対の場合・・・「否」の欄に○印

※ 当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

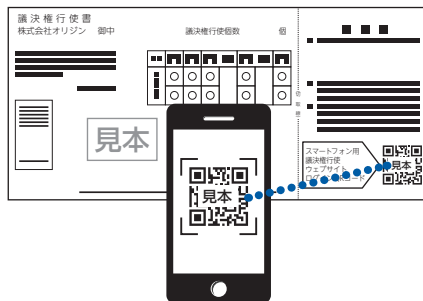
※ インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

ログインIDおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードでの議決権行使は1回に限り可能です。

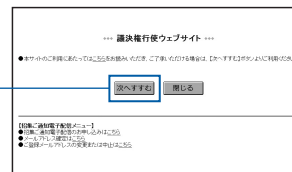
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

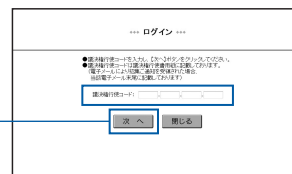
ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

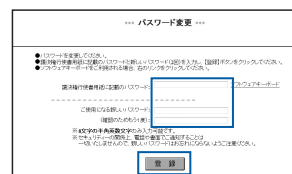
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック。



- 3 パスワード変更画面が表示されますので、「パスワード」を入力し、株主様が以後ご使用になるパスワードを登録してください。2回目以降のログインにはご自身で設定したパスワードをご使用ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-768-524** (年末年始を除く 9:00~21:00)

(2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」の利用について

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な課題として考えており、内部留保金とともに1株当たり利益の配分原資の安定成長に努め、業績に見合った安定かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。

上記の配当方針および当社の業績等を勘案し、期末配当については1株につき普通配当15円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 配当財産の割当に関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき 金 15円 総額 84,885,945円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2024年6月28日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者については、指名・報酬委員会の答申を経て、取締役会において決定しております。また、監査等委員会から、各候補者の当事業年度における業務執行の状況および業績を踏まえ、各候補者は当社取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	性別	候 補 者 属 性	現在の当社における地位
1	妹尾 一宏 せ お かず ひろ	男性	再 任	代表取締役会長
2	稲葉 英樹 いな ば ひで き	男性	再 任	代表取締役社長
3	佐藤 好生 さ とう よし お	男性	再 任	取締役上席執行役員
4	内藤 佳彦 ない とう よし ひこ	男性	再 任	取締役上席執行役員
5	小池 達子 こ いけ たつ こ	女性	再 任	社外取締役 独立役員 取締役（社外）

候補者番号

1

妹尾 一宏

1955年3月28日生（満69歳）

所有する当社株式数 29,400株

再任

略歴、当社における地位、担当

1978年4月	当社入社	2009年4月	当社エレクトロニクス事業部長
2002年5月	当社機器事業部技術部長	2010年5月	当社エレクトロニクス事業部長、エコエコ推進室長
2003年6月	当社エレクトロニクス事業部部長	2010年6月	当社執行役員エレクトロニクス事業部長、エコエコ推進室長
2006年4月	当社管理本部総務部長	2012年6月	当社代表取締役社長
2007年7月	当社管理本部副本部長、総務部長	2023年6月	当社代表取締役会長、CCO、CISO（現任）
2008年6月	当社取締役		

重要な兼職の状況

なし

監査等委員でない取締役候補者とする理由

妹尾一宏氏は、当社電源機器の技術開発部門での業務経験を経て、取締役就任後2012年6月より当社代表取締役社長、2023年6月からは代表取締役会長CCO、CISOを務めております。経営責任者として豊富な経験と知見により、当社グループの中長期的な企業価値向上に向けたビジョンの牽引役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

2

稲葉 英樹

1964年8月4日生（満59歳）

所有する当社株式数 4,600株

再任

略歴、当社における地位、担当

1987年4月	当社入社	2021年4月	当社執行役員コンポーネント事業部長
2012年6月	当社エレクトロニクス事業部パワーデバイス部長	2021年6月	当社取締役上席執行役員コンポーネント事業部長
2016年4月	当社コンポーネント事業部管理部長	2022年6月	当社取締役常務執行役員コンポーネント事業部長
2019年4月	当社大阪支店長	2023年6月	当社代表取締役社長、CEO（現任）
2019年6月	当社執行役員大阪支店長		

重要な兼職の状況

なし

監査等委員でない取締役候補者とする理由

稲葉英樹氏は、入社以来半導体・精密機構部門を中心に事業経験を経て、2021年6月より取締役就任後、2023年6月からは代表取締役社長CEOを務めております。当社事業の発展に貢献した実績から、当社グループの中長期的な事業基盤強化を実現できるものとして適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

3

さ と う よ し お
佐藤 好生

1966年2月19日生（満58歳）

所有する当社株式数 3,000株

再任

略歴、当社における地位、担当

1989年4月	株式会社富士銀行入行	2020年6月	当社執行役員経理担当
2013年11月	株式会社みずほ銀行池袋西口支店長	2021年4月	当社執行役員経営企画本部長
2017年4月	株式会社みずほ銀行大阪支店長	2021年6月	当社取締役上席執行役員CSO、経営企画本部長
2020年4月	株式会社みずほ銀行グローバル人事業務部付審議役	2023年6月	当社取締役上席執行役員、エレクトロニクス事業部長（現任）
2020年6月	当社入社		

重要な兼職の状況

なし

監査等委員でない取締役候補者とする理由

佐藤好生氏は、金融機関での豊富な経験と知見を活かし、経理部門を経て経営戦略部門で指揮を執り、2021年6月より取締役を務めております。現在はエレクトロニクス事業部長として事業展開に注力し、経営管理と事業運営の双方において職務を遂行しております。今後も、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献できるものと判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

4

ない と う よ し ひ こ
内藤 佳彦

1964年8月31日生（満59歳）

所有する当社株式数 2,200株

再任

略歴、当社における地位、担当

1987年4月	当社入社	2022年4月	当社上席執行役員メカトロニクス事業部長、メカトロニクス事業部品質統括
2012年6月	当社メカトロニクス事業部システム営業部長	2022年6月	当社取締役上席執行役員メカトロニクス事業部長、メカトロニクス事業部品質統括、本社事業所長
2015年8月	当社メカトロニクス事業部システム製造管理部長	2023年6月	当社取締役上席執行役員、CTO、研究開発本部長、研究企画室長、本社事業所長（現任）
2018年6月	当社執行役員メカトロニクス事業部長、営業部長		
2021年6月	当社上席執行役員メカトロニクス事業部長、品質統括、管理部長		

重要な兼職の状況

なし

監査等委員でない取締役候補者とする理由

内藤佳彦氏は、長年技術職で多くの製品の技術開発に携わり、営業、製造管理の実務経験を経てメカトロニクス事業部を通じて貢献してきました。2022年6月より取締役を務め、現在は、研究開発本部長として、当社研究開発全般の指揮を執り、多面的な実務経験から人事、総務関連も担っております。今後も当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献できるものと判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

5

こ いけ
小池

たつ こ
達子

1957年11月21日生（満66歳）
所有する当社株式数 1,200株

再任

社外取締役

独立役員

略歴、当社における地位、担当

1980年4月	愛媛放送株式会社（現 株式会社テレビ愛媛）入社	2018年7月	アゼアス株式会社補欠社外監査役（現任）
1981年10月	フリーアナウンサー	2019年6月	当社社外取締役（現任）
2011年1月	弁護士登録（第二東京弁護士会）	2021年6月	三浦工業株式会社社外取締役監査等委員（現任）
2011年1月	銀座総合法律事務所入所（現任）	2022年6月	住友理工株式会社社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

銀座総合法律事務所弁護士、東京地方裁判所民事調停委員、三浦工業株式会社社外取締役監査等委員、住友理工株式会社社外監査役

監査等委員でない社外取締役候補者とする理由および期待される役割

小池達子氏は、弁護士として法務に関する相当程度の知見、アナウンサーとして培われた経験や幅広い見識等を有しております。それら豊富な経験を活かし、当社取締役の職務の執行について監督と助言をいただけるものと期待し、引き続き社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小池達子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 小池達子氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。
4. 小池達子氏は、非常勤の取締役候補者であります。
5. 当社と小池達子氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認された場合、当社は小池達子氏との間で会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度とする契約を継続する予定であります。
6. 社外取締役小池達子氏は、当社が上場する株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
7. 役員等賠償責任保険契約の概要
- 当社は、保険会社との間で、取締役（監査等委員を除く）、取締役（監査等委員）を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2024年11月に更新をする予定であります。
- 本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は被保険者となります。
- ①補填の対象となる保険事故の概要
- 被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填するものであります。
- ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。
- ②保険料
- 保険料は全額会社負担としております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	性別	候 補 者 属 性	現在の当社における地位
1	宮内 公平 みやうち こうへい	男性	再 任	取締役常勤監査等委員
2	千代延郁男 ちよのべ いくお	男性	再 任 社外取締役 独立役員	取締役監査等委員(社外)
3	平澤 久 ひら さわ ひさし	男性	新 任 社外取締役 独立役員	

候補者番号	みやうちこうへい	1962年2月24日生（満62歳）	
1	宮内 公平	所有する当社株式数 2,300株	再任

略歴、当社における地位、担当

1985年 4 月	当社入社	2014年 6 月	当社執行役員ケミトロニクス事業部副事業部長兼 名古屋支店長
2006年 4 月	当社名古屋営業所副所長	2015年 6 月	当社執行役員ケミトロニクス事業部副事業部長 Origin Eason Paint Co., Ltd. President
2009年 7 月	当社塗料事業部営業部長	2019年 4 月	執行役員名古屋支店長
2013年 7 月	当社ケミトロニクス事業部副事業部長兼名古屋支 店長	2022年 6 月	当社取締役常勤監査等委員（現任）

重要な兼職の状況

なし

監査等委員である取締役候補者とする理由

宮内公平氏は、国内外での拠点責任者としての責務を通じ幅広い業務経験から、グローバルでの企業経営、マーケティングに関わる豊富な経験を有しております。当社における経営上の意思決定や業務の執行状況に関して適正な監査を遂行することができる豊富な経験・知識等を有することから、引き続き監査等委員である取締役候補者としております。

候補者番号	ちよのべいくお	1962年11月17日生（満61歳）	
2	千代延 郁男	所有する当社株式数 800株	再任 社外取締役 独立役員

略歴、当社における地位、担当

1985年 4 月	日本火災海上保険株式会社入社	2018年 3 月	ヒルトンホテルサービス株式会社代表取締役社長
2009年 8 月	そんぽ2 4 損害保険株式会社取締役執行役員経営 企画部長	2021年 6 月	中央日本土地建物グループ株式会社社外取締役 (現任)
2013年 4 月	そんぽ2 4 損害保険株式会社取締役常務執行役員 経営企画部長		中央日本土地建物株式会社社外取締役（現任）
2014年 4 月	そんぽ2 4 損害保険株式会社取締役常務執行役員 経営企画部長・人事総務部長	2022年 6 月	常陽トータルサービス株式会社社外取締役 (現任)
2015年 4 月	損害保険ジャパン日本興亜株式会社執行役員三重 支店長	2022年 6 月	当社取締役監査等委員（社外）（現任）

重要な兼職の状況

中央日本土地建物グループ株式会社社外取締役、中央日本土地建物株式会社社外取締役、常陽トータルサービス株式会社社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とする理由および期待される役割

千代延郁男氏は、損害保険会社で多くの実績を積み、長年経営企画の責任者としても活躍されてまいりました。また、人事総務でも実績があります。現任する他社での社外取締役を兼務しての当社での活躍を期待し、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者番号

3

ひら さわ
平澤

ひさし
久

1958年11月10日生（満65歳）

所有する当社株式数 0株

新任

社外取締役

独立役員

略歴、当社における地位、担当

1981年 4 月	安田生命保険相互会社入社	2017年 6 月	安田企業投資株式会社代表取締役専務
1991年 4 月	安田生命保険相互会社国際投資部主査	2018年 9 月	明治安田生命保険相互会社証券運用部審議役
2004年 1 月	明治安田生命保険総合法人第三部法人第四営業部長	2019年 4 月	〇K Iクロステック株式会社常勤監査役
2007年 4 月	安田企業投資株式会社ファンド業務部長		

重要な兼職の状況

なし

監査等委員である社外取締役候補者とする理由および期待される役割

平澤久氏は、生命保険会社において財務、ファンド、証券運用等の業務を歴任され、豊富な知識と確かな実力を有しております。これからの当社経営全般の監査、監督に役立てていただけるものと期待し、新たに監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 千代延郁男氏、平澤久氏は、社外取締役の候補者であります。
3. 千代延郁男氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
4. 当社と宮内公平氏、千代延郁男氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認された場合、当社は宮内公平氏、千代延郁男氏との間で会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度とする契約を継続する予定であります。
- また、当社は平澤久氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 社外取締役千代延郁男氏は当社が上場する東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
- 平澤久氏は東京証券取引所が定める独立役員の候補者であります。
6. 役員等賠償責任保険契約の概要
- 当社は、保険会社との間で、取締役（監査等委員を除く）、取締役（監査等委員）を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2024年11月に更新をする予定であります。
- 本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は被保険者となります。
- ①補填の対象となる保険事故の概要
- 被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填するものであります。
- ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。
- ②保険料
- 保険料は全額会社負担としております。

(ご参考)

第2号議案および第3号議案が承認された場合の役員体制およびスキルマトリックス

第2号議案および第3号議案が承認された場合の取締役会の構成および各役員の専門性は、下記のとおりです。

【取締役会の構成】 当社取締役のスキルマトリックス

氏名	役位		委員会		経営全般		事業軸のスキル・経験			機能軸のスキル・経験		
			監査	指名・報酬	経営全般	グローバル	営業・マーケティング	R&D・技術	生産・品質管理	財務・会計・税務	法務・コンプライアンス・ガバナンス	内部統制・監査
妹尾 一宏	取締役			○	○			○	○	○	○	○
稲葉 英樹	取締役			○	○		○		○	○	○	
佐藤 好生	取締役				○		○			○		○
内藤 佳彦	取締役				○		○	○	○	○	○	
小池 達子	取締役	社外		○							○	○
宮内 公平	監査等委員		○		○	○	○			○	○	○
千代延 郁男	監査等委員	社外	○	○	○		○			○	○	○
平澤 久	監査等委員	社外	○	○	○	○	○			○	○	○

(注) 上記の一覧表は、各取締役候補者の有するすべての知見・経験を表すものではなく代表的と思われるスキルとして表したものです。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

辻

けん 健吾

1979年2月4日生（満45歳）

所有する当社株式数 0株

社外取締役

独立役員

略歴、当社における地位、担当

2010年12月 弁護士登録（第二東京弁護士会）

2023年6月 東京厚生信用組合理事（現任）

2010年12月 大江忠・田中豊法律事務所入所

2021年3月 大江・田中・大宅法律事務所開設弁護士（現任）

重要な兼職の状況

大江・田中・大宅法律事務所弁護士、東京厚生信用組合理事

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とする理由および期待される役割

辻健吾氏は、弁護士としての専門的知識と豊富な実務経験のほか、金融機関で理事を務めております。当社は、その実績により培われた経験と法律知識を活かし客観的立場から当社の経営に対する適切な監査が期待できると判断されることから、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- （注）
- 辻健吾氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 辻健吾氏は、補欠の社外取締役候補者であり、本議案において承認可決され、就任した場合、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
 - 辻健吾氏が、社外取締役に就任された場合には、社外取締役として当社との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
 - 役員等賠償責任保険契約の概要
当社は、保険会社との間で、取締役（監査等委員を除く）、取締役（監査等委員）を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2024年11月に更新をする予定であります。
本議案において辻健吾氏の選任が承認可決され、社外取締役に就任された場合には、同氏は被保険者となります。
①補填の対象となる保険事故の概要
被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填するものであります。
ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。
②保険料
保険料は全額会社負担としております。

以 上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 当社グループの現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境やインバウンド需要の改善する下で、緩やかな景気回復の動きが見られました。しかしながら、資源・エネルギー価格の高止まりや為替相場の円安進行による物価上昇の継続に加え、世界的な金融引き締め継続や中国経済の減速による国内景気への影響が懸念されるなど、中東地域の地政学リスクの拡大も相まって先行き不透明な状況が続きました。

このような中、当連結会計年度の売上高は、メカトロニクス事業の業績不振により282億5百万円（前期比12.0%減）となりました。

利益面におきましては、営業損失5億8千3百万円（前期は営業利益5億7千4百万円）、為替差益2億3千1百万円等を計上した結果、経常利益4千2百万円（前期比97.1%減）となりました。特別損失に間々田工場の地下水汚染対策工事費用として、環境対策引当金繰入額7億9千3百万円等を計上し、これに税金費用を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は14億6千8百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益は3億6千5百万円）となりました。

次に各事業の概況についてご報告申し上げます。

[エレクトロニクス事業]

エレクトロニクス事業の売上高は前期比7.7%増の67億7千万円（総売上高の24.0%）となりました。

医療用電源は顧客在庫調整の影響などもあり若干減少しましたが、半導体製造装置用電源は先行受注分の売上寄与等により大幅に増加したことから、全体として売上増となりました。

[メカトロニクス事業]

メカトロニクス事業の売上高は前期比73.7%減の15億9千6百万円（総売上高の5.7%）となりました。

ギ酸還元真空リフロー炉(VSM)の新製品としてMPXシリーズを投入しましたが、想定した売上に至りませんでした。また、光学レンズ貼合装置(OLB)も需要の減少により大幅な売上減となりました。

[ケミトロニクス事業]

ケミトロニクス事業の売上高は前期比6.2%増の106億3千3百万円（総売上高の37.7%）となりました。

主力のモビリティ関係は中国を始めとする海外市場では売上が伸び悩んだものの、国内市場での堅調な売上がそれを補完したことにより売上増となりました。

[コンポーネント事業]

コンポーネント事業の売上高は前期比5.3%減の76億1千1百万円（総売上高の27.0%）となりました。

金融機器関係は新紙幣特需により好調に推移、モビリティ関係も採用拡大に伴い大きく伸長しました。一方、主要の事務機器関係は需要が戻らず低調な状況が継続、産業機器関係も半導体製造装置市場の低迷が大きく影響し売上減となりました。

[その他]

その他（半導体デバイス事業）の売上高は前期比2.5%減の15億9千2百万円（総売上高の5.6%）となりました。

半導体製造装置市場の低迷が影響し売上減となりました。

事業の種類別売上高の推移

(単位：百万円)

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度	前連結会計年度	前期比増減率
エレクトロニクス事業	6,770	6,285	7.7%
メカトロニクス事業	1,596	6,067	△73.7%
ケミトロニクス事業	10,633	10,009	6.2%
コンポーネント事業	7,611	8,041	△5.3%
その他の	1,592	1,633	△2.5%
合 計	28,205	32,036	△12.0%

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、コンポーネント事業の生産設備を中心に総額7億9千7百万円を投資しております。

③ 資金調達の状況

当社は、機動的な財務戦略をとり、資金の効率的な調達を行うため、2023年9月8日に取引銀行7行と総額50億円の特定期融資枠契約（シンジケーション方式によるコミットメントライン）を締結しております。

当連結会計年度末における特定期融資枠契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

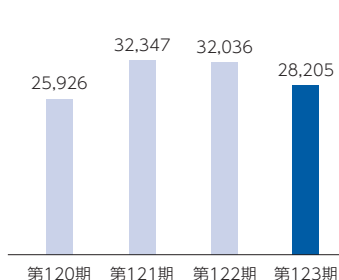
特定期融資枠契約の総額	5,000百万円
当連結会計年度末借入実行残高	-百万円
差引残高	5,000百万円

(2) 財産および損益の状況

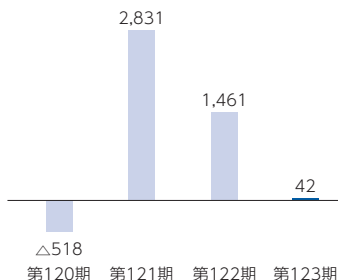
期 別 項 目	第120期 (2021年3月期)	第121期 (2022年3月期)	第122期 (2023年3月期)	第123期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売上高 (百万円)	25,926	32,347	32,036	28,205
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△518	2,831	1,461	42
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△1,156	2,180	365	△1,468
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	△184.72	351.35	60.71	△255.11
総 資 産 (百万円)	40,893	46,123	44,130	47,568
純 資 産 (百万円)	23,565	26,399	26,653	26,347

(注) 第121期の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第121期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

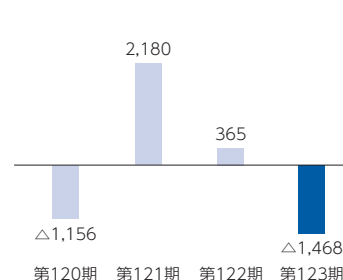
■ 売上高 (百万円)



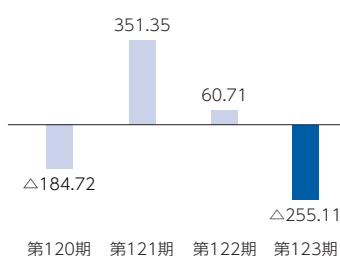
■ 経常利益又は経常損失 (△) (百万円)



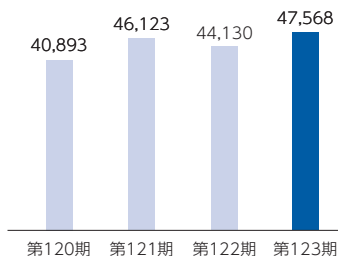
■ 親会社株主に帰属する当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)



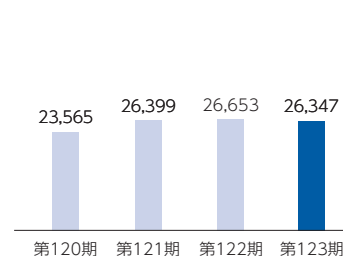
■ 1株当たり当期純利益又は 当期純損失 (△) (円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
北海道オリジン株式会社	300	100	パワー半導体および精密機構部品の製造
埼玉オリジン株式会社	30	100	電源機器の製造
東邦化研工業株式会社	50	100	合成樹脂塗料の製造および販売
株式会社オリジン商事	45	70	各種製品の販売
	万米ドル		
上海欧利生東邦塗料有限公司	602	60	合成樹脂塗料の製造および販売
欧利生塗料（天津）有限公司	585	88 (29)	合成樹脂塗料の製造および販売
欧利生東邦塗料（東莞）有限公司	300	60	合成樹脂塗料の製造および販売
欧利晶精密機械（上海）有限公司	80	100	精密機構部品の製造および販売
	千タイバーツ		
オリジン・イーソン・ペイント株式会社	30,000	45	合成樹脂塗料の製造および販売

（注）当社の出資比率の（ ）内は、間接出資比率であり、内数となっております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境につきましては、中国経済の影響による受注、売上の減少、原材料価格やエネルギー価格の高騰などによる営業利益を圧迫する環境が引き続き想定されます。

このような状況の中で新規市場の開拓・構築を進めることで安定した売上確保を図ると共にグループ全体で更なる成長に努めます。

また、東京証券取引所からの要請である「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に基づき、資本収益性や市場評価の改善を図り企業価値向上を目指していきます。

事業セグメント毎の具体的な施策は以下のとおりです。

[エレクトロニクス事業]

物価高騰により製造原価が上昇する環境が続いています。その他にも人手不足、廃止部品や環境規制への対応など、製品を安定して継続供給するため様々なリスクを低減するために対応をしていきます。厳しい事業環境のなかではありますが、医療用電源や半導体製造装置用電源、EV・エネスト市場への新製品上市を目指し開発を進めていきます。

[メカトロニクス事業]

事業の主力製品として注力してきた量産用貼合装置(DB,OLB)は需要の減少が見られ、またOLB分野は成長が期待できるものの、収益源として確立するには時間がかかると予想されます。ギ酸還元真空リフロー炉（VSM）のパワー半導体用途への販売拡大とともに、機能向上を推進し、ICパッケージや積層LSI向けなど、用途の拡大を図ります。設備産業は需要変動が大きく事業収益の不安定要素が伴うため、現行の特殊大型設備装置に加えて標準化された装置など新たな製品開発にも取り組み事業転換を推進していきます。

[ケミトロニクス事業]

自動車部品メーカーを中心とした既存顧客への売上、シェアの拡大、新市場への参入の活動を継続して行います。EV市場に対しては海外進出が目覚ましい中国系企業に対しても拡販活動を広げるとともに関係拠点との更なる連携を図ります。利益面では不採算製品の廃番を中心としたグレードや製品の統合を図り利益体質を強化します。製品面では速硬化塗料、植物由来原料塗料などの拡販を強化し、使用エネルギーの削減やカーボンニュートラルに貢献し成長を目指します。

[コンポーネント事業]

モビリティ市場への拡販を図るべく新製品を開発し、国内メーカーへの参入を果たしました。市場の回復もあり需要が増加しており、自動化による生産体制強化を推進します。更にグローバルな拡販活動を展開し売上拡大を図ります。半導体製造装置市場は低迷しておりそれに伴いベアリングの需要が減少しているなか、生産・在庫調整を図り棚卸資産管理に努めます。先行きの見通しが難しい市場であり急激な需要回復時には迅速に行動し対処いたします。

(5) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社グループは、当社、子会社16社および関連会社2社で構成されており、エレクトロニクス事業、メカトロニクス事業、ケミトロニクス事業、コンポーネント事業、その他を展開しております。

主要製品の製造および販売は次のとおりであります。

部 門		製 品 名
エレクトロニクス事業	電 源 機 器	医療用X線電源、半導体製造装置用電源、UV/光源用電源、EV連携/スマエネ用電源、電気集塵機用電源、通信用電源、バックアップ電源システム、インバータ、多出力電源、各種カスタム電源
メカトロニクス事業	シ ス テ ム 機 器	モバイルディスプレイ貼合装置 (MDB)、車載・産業用ディスプレイ貼合装置 (DB)、光学レンズ貼合装置 (OLB)、大型溶接機 (RMW)、光半導体用溶接機 (CSW)、ギ酸還元真空リフロー炉 (VSM)、および各種システム機器
ケミトロニクス事業	合 成 樹 脂 塗 料	プラスチック用塗料、めっき・金属用塗料、機能性塗料 (熱対策、無反射、防錆他)、カーボンニュートラル (非石油由来、ハイスイクル)
コンポーネント事業	精 密 機 構 部 品	ミニチュアベアリング、ワンウェイクラッチ、トルクリミッタ、トルクヒンジ、逆入力遮断クラッチ、ゴムローラ、および各種複合化製品
そ の 他	パ ワ ー 半 導 体	高耐圧ダイオード、高速ダイオード、整流ダイオード、ショットキーバリアダイオード等の半導体およびその複合モジュール

(6) 主要な営業所および工場（2024年3月31日現在）

名 称		所 在 地
株 式 会 社 オ リ ジ ン	本 社 事 業 所	埼 玉 県 さ い た ま 市 桜 区
	間 々 田 工 場	栃 木 県 小 山 市
	瑞 穂 工 場	東 京 都 西 多 摩 郡 瑞 穂 町
	吉 見 工 場	埼 玉 県 比 企 郡 吉 見 町
	朝霞開発センター	埼 玉 県 朝 霞 市
	熊本デザインルーム	熊 本 県 宇 城 市
	大 阪 支 店	大 阪 府 大 阪 市 北 区
	名 古 屋 支 店	愛 知 県 名 古 屋 市 西 区
	台 湾 支 店	台 湾 桃 園 市 桃 園 区
	米 国 支 店	米 国 カ リ フ ォ ル ニ ア 州 ト ー ラ ン ス 市
	香 港 支 店	香 港 九 龍
北 海 道 オ リ ジ ン 株 式 会 社 (子会社)		本 社 お よ び 工 場 北 海 道 三 笠 市
埼 玉 オ リ ジ ン 株 式 会 社 (子会社)		本 社 お よ び 工 場 埼 玉 県 比 企 郡 吉 見 町
東 邦 化 研 工 業 株 式 会 社 (子会社)		本 社 お よ び 工 場 埼 玉 県 さ い た ま 市 岩 槻 区
株 式 会 社 オ リ ジ ン 商 事 (子会社)		本 社 大 阪 府 大 阪 市 北 区
上 海 欧 利 生 東 邦 塗 料 有 限 公 司 (子会社)		本 社 お よ び 工 場 中 国 上 海 市
欧 利 生 塗 料 (天 津) 有 限 公 司 (子会社)		本 社 お よ び 工 場 中 国 天 津 市
欧 利 生 東 邦 塗 料 (東 莞) 有 限 公 司 (子会社)		本 社 お よ び 工 場 中 国 東 莞 市
欧 利 晶 精 密 机 械 (上 海) 有 限 公 司 (子会社)		本 社 お よ び 工 場 中 国 上 海 市
オリジン・イーソン・ペイント株式会社 (子会社)		本 社 お よ び 工 場 タ イ 国 チ ョ ン ブ リ 県

(7) 従業員の状況（2024年3月31日現在）

① 当社グループの従業員の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
1,043 (121) 名	△17 (△16) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
622 (24) 名	△10 (△1) 名	46.2歳	18.6年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2024年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	709百万円
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	441百万円
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	397百万円
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	267百万円

(9) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 26,600,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 6,699,986株 |
| ③ 株主数 | 4,178名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
オリジン取引先持株会	472千株	8.35%
損害保険ジャパン株式会社	376千株	6.64%
明治安田生命保険相互会社	302千株	5.35%
株式会社みずほ銀行	281千株	4.97%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	222千株	3.93%
株式会社りそな銀行	156千株	2.76%
トーア再保険株式会社	121千株	2.14%
オリジン従業員持株会	118千株	2.10%
島根良明	113千株	2.00%
EUROPEAN DEPOSITORY BANK SA-DUBLIN - BUTTERMERE DEEP VALUE FUND LIMITED	110千株	1.96%

- (注) 1. 持株数の千株未満は、切り捨てております。
 2. 持株比率は、自己株式（1,040,923株）を控除して計算しております。
 3. 持株比率は、小数点第3位以下を四捨五入しております。
 4. 自己株式には、株式給付信託（BBT）の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式15,400株は含んでおりません。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	妹 尾 一 宏	CCO、CISO
代表取締役社長	稲 葉 英 樹	CEO
取締役上席執行役員	佐 藤 好 生	エレクトロニクス事業部長
取締役上席執行役員	内 藤 佳 彦	CTO、研究開発本部長、研究企画室長、本社事業所長
取 締 役	小 池 達 子	銀座総合法律事務所弁護士、東京地方裁判所民事調停委員、三浦工業株式会社社外取締役監査等委員、住友理工株式会社社外監査役
取締役（常勤監査等委員）	宮 内 公 平	
取締役（監査等委員）	入 江 護	
取締役（監査等委員）	千代延 郁 男	中央日本土地建物グループ株式会社社外取締役、中央日本土地建物株式会社社外取締役、常陽トータルサービス株式会社社外取締役

- (注)
1. 取締役小池達子氏は弁護士の資格を持ち、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 2. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、宮内公平氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 3. 取締役小池達子氏、取締役（監査等委員）入江護氏、千代延郁男氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 4. 社外取締役小池達子氏、社外取締役（監査等委員）入江護氏、千代延郁男氏は、当社が上場する株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役である小池達子氏、取締役（監査等委員）である宮内公平氏、入江護氏、千代延郁男氏との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、取締役（監査等委員を除く）、取締役（監査等委員）、を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

補填の対象となる保険事故の概要は、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填するものであります。

ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

また、保険料は全額会社負担としております。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

- 1) 会社の経営理念である「開かれた企業」「独自性のある企業」「自己実現の場である企業」「新たな価値を創造し、社会に貢献する企業」の実現に資するものであること。
- 2) 公正性・透明性・客観性の高い報酬制度とし、顧客、取引先、株主、従業員、地域社会など全てのステークホルダーに対する説明責任を果たし得る内容であること。
- 3) 持続的な企業価値の向上と経営目標の実現を動機づけるとともに、これらの実現に向けた優秀な経営陣の確保に資するものであること。
- 4) 会社の従業員が魅力的と感じられる役員報酬制度であること。

ロ. 報酬構成

当社は短期・中長期の経営目標達成と、企業価値の持続的向上に対する動機づけを図るため、役位・職責に応じた「基本報酬」と、会社業績等によって支給額が変動する「賞与」、業績および当社株価に連動する「業績連動型株式報酬」で構成しています。

ハ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬等の限度額は以下のとおり、決議されております。

対象者	報酬等の種類	限度額	株主総会決議	左記総会終結時点の対象者の員数
取締役 （社外取締役を含む。）	金銭報酬	年額230百万円以内 （ただし、使用人給与は含みません）	2016年6月29日付の 第115期定時株主総会	8名
取締役 （社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）	株式報酬	3事業年度ごとに70百万円を上限とした金銭を信託に拠出	2017年6月29日付の 第116期定時株主総会	9名
監査等委員	金銭報酬	年額80百万円以内	2018年6月28日付の 第117期定時株主総会	4名

二. 業績報酬等に関する事項

1) 業績指標の内容およびその選定の理由

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、連結経常利益であり、当該業績指標を選定した理由は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としているためです。

2) 業績連動報酬等の額または数の算定方法

当社は取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）を対象に業績連動報酬を金銭報酬および株式報酬それぞれに導入しています。

金銭報酬における業績連動報酬は、会社業績向上に対するインセンティブを目的として、連結経常利益に連動させます。さらに、役位・職責に応じて、売上高・営業利益等および長期的な戦略目標の達成度を評価基準とした個人別の評価結果に応じて支給額を決定します。

株式報酬である業績連動報酬につきましては、業績連動型株式報酬制度「BBT（＝Board Benefit Trust）」を導入しております。当該制度は、業績との連動性をより一層高めると同時に、株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。取締役には、各事業年度に関して、「役員株式給付規程」に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まった数のポイントが付与されます。具体的な支給にあたっては、累計ポイントの70

%については、「1ポイント＝1株」として算出される数の当社株式を支給し、累計ポイント30%については、退任日時点の株式時価を乗じて算出された額を金銭で支給するものです。

なお、当連結会計年度を含む経常利益の推移は1. 当社グループの現況（2）財産および損益の状況に記載のとおりです。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、取締役会から委任を受けた代表取締役会長妹尾一宏氏および代表取締役社長稲葉英樹氏が、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、各取締役の役位、職責、業績への貢献度等を総合的に勘案し、代表取締役2名および独立社外取締役3名から構成される指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会の決議により決定しております。

代表取締役会長妹尾一宏氏および代表取締役社長稲葉英樹氏に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に代表取締役が作成した原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容を尊重し決定をしなければならないものとしています。

ヘ. 取締役および監査等委員の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	業績連動型 株式報酬	
取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）	92	82	4	5	4
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	13	12	1	-	1
社外取締役（監査等委員を除く。）	5	5	-	-	1
社外取締役（監査等委員）	23	21	1	-	2

- (注) 1. 支給額の百万円未満は、切り捨てております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動型株式報酬は、業績達成度等に応じて付与されたポイントに相当する当社株式および当社株式を退任日時点の評価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される株式報酬制度に基づき、当事業年度に費用計上した株式報酬相当額であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

取締役小池達子氏は三浦工業株式会社社外取締役監査等委員、住友理工株式会社社外監査役であります。

取締役（監査等委員）千代延郁男氏は中央日本土地建物グループ株式会社社外取締役、中央日本土地建物株式会社社外取締役、常陽トータルサービス株式会社社外取締役であります。

当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査等委員会への出席状況

氏 名	取締役会等への出席状況	主な活動状況
社外取締役 小池 達子	当事業年度開催の取締役会には20回中20回すべてに出席。	同氏は、弁護士として法務に関する相当程度の知見を有しております。またアナウンサーとして培われた経験や幅広い見識等を当社の経営に活かしていただけるものと期待しております。 2019年6月の当社株主総会において選任され、社外取締役に就任しており、取締役会では議案・審議等に必要な助言・発言等を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 入江 護	当事業年度開催の取締役会には20回中20回すべてに出席、監査等委員会には14回中14回すべてに出席。	同氏は、生命保険会社において総務部、検査部、内部監査、人事部等の業務を歴任され、豊富な知識と確かな実力を有しております。これらを当社の経営全般の監査、監督に役立てていただけるものと期待しております。 2020年6月の当社株主総会において選任され、社外取締役に就任しており、取締役会等では議案・審議等に必要な助言・発言等を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 千代延 郁男	当事業年度開催の取締役会には20回中20回すべてに出席、監査等委員会には14回中14回すべてに出席。	同氏は、損害保険会社で多くの実績を積み、長年経営企画の責任者としても活躍してこられました。また、人事総務でも実績があります。現任する他社での社外取締役に兼務しての当社での活躍を期待しております。 2022年6月の当社株主総会において選任され、社外取締役に就任しており、取締役会等では議案・審議等に必要な助言・発言等を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名 称 協立神明監査法人
 ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
 当社監査等委員会は、社内関係部署および会計監査人から必要な資料の入手と報告の聴取等を通じ、会計監査人の監査計画の内容、過年度の職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 海外にある当社の重要な連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

- ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
 「監査等委員会規則第17条第1項第1号」ならびに「監査等委員会監査等基準第37条第1項」に基づき、会計監査人の解任または不再任の決定の方針を以下のとおり定める。

イ. 解任

当社は、会計監査人が会社法第337条第3項第1号に定める会計監査人の欠格事項に該当することとなった場合、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づいた監査等委員会の決定により解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告します。

ロ. 不再任

当社は、会計監査人が会社計算規則第131条に定める会計監査人の職務の遂行に関する事項について、職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

① 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社グループの取締役・執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ企業の社会的責任を果たすため、オリジングループ行動憲章を定め、当社グループ全体に周知徹底させる。

- ロ. 当社は、「コンプライアンス委員会」を設置し、担当取締役または同執行役員を置き、「コンプライアンス基本規程」を定め、定期的にコンプライアンス方針・実行計画を策定し、それを実施する。
- ハ. 当社グループの取締役・執行役員および使用人に対し、研修、マニュアル作成・配布を行うことにより、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
- 二. 当社は、「公益通報規程」を定め、組織的または個人的な法令違反行為等の通報を広く受け付ける窓口を設置し、不正行為等の早期発見と是正を図る。
会社は、通報したことを理由として通報者に対して、不利益な取扱いを行うことを禁じる。
- ホ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で組織的に対応する。
- ヘ. 当社は、監査等委員会を設置し、取締役は監査の補助スタッフの充実、その独立性の確保および内部監査室・各業務運営組織との連携の促進など監査等委員会監査の実効性の確保に留意する。
- ト. 当社は、取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置し、取締役・執行役員の選解任および取締役（監査等委員である取締役を除く）・執行役員の報酬の決定に係る透明性と客観性を高める。
- ② **取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**
 - イ. 重要な意思決定および報告に関しては、議事録や稟議書等の文書の作成、保存および廃棄に関する基本的管理事項を「文書取扱規程」に定め、対応する。
 - ロ. 情報管理については、「情報管理規程」の他、法令・社内規程に基づき、基本方針を定め、対応する。
 - ハ. 取締役は、「文書取扱規程」により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ **当社グループの損失の危機の管理に関する規程その他の体制**
 - イ. 当社は、リスク管理全体を統括する「リスクマネジメント委員会」を設置し、担当取締役または同執行役員を置き、「リスクマネジメント基本規程」を定め、リスク管理体制の構築および運用を行う。
 - ロ. 各事業部門および子会社は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。また各事業部門長および子会社取締役は、定期的もしくは取締役会の要請に応じて、リスク管理の状況を当社取締役会に報告する。
- ④ **当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 - イ. 当社は、定例の取締役会を毎月2回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
また、業務の運営については、経営計画を立案し、全社的な目標を設定する。各事業部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
 - ロ. 当社は、代表取締役社長・担当取締役・執行役員および各事業部門長を中心とした経営会議を毎月2回開催し、各部門および子会社の業務執行に関し、報告、課題の提起、協議または調整を行う。
- ⑤ **当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**
 - イ. オリジングループ行動憲章に基づき、当社グループ全体のコンプライアンスを統制・推進する体制をとる。また、当社に子会社管理の担当部署を置き、子会社の自主性を尊重するとともに、事業内容の定期的な報告と重要な案件についての事前協議を行う。
 - ロ. 監査等委員会および内部監査室は、海外を含めた当社グループの定期的な監査を実施し、監査結果を取締役会・担当部署に報告する。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告に係る透明性・信頼性の確保および内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制委員会」を設置し、担当取締役または同執行役員を置き、「財務報告に係る内部統制基本規程」を定め、財務報告に係る内部統制が有効に行われるよう、整備、運用、評価および継続的な見直しを行う。

⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該取締役および使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の配置の必要性が生じた場合、または監査等委員会からの求めがあるときは、速やかに監査等委員会の業務補助のための監査等委員会スタッフを置くような体制を整備し、その業務内容については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を含め、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会が協議決定する。

ロ. 人事等については、監査等委員会の事前同意を得るものとする。

⑧ 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制およびこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 当社および当社グループの取締役・執行役員・監査役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるときは、直ちに監査等委員会に報告する

ロ. 前号に従い、監査等委員会への報告を行った当社および当社グループの取締役・執行役員・監査役および使用人に対して、不利益な取扱いを行うことを禁じる。

⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員からその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の前払い、または債務の処理の請求があった場合は、直ちにこれを支払う。

⑩ その他監査等委員会が監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査等委員会は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、役員会や経営会議、各委員会などの会議に出席するとともに、稟議書や重要な文書を閲覧し、必要に応じてその説明を求めることとする。

ロ. 監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、意見の交換、情報の聴取等を行うなど連携を図る。

ハ. 代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通および効率的な監査の遂行を図る。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

当社および子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部統制に係る組織がモニタリングし、改善を進めております。また、内部統制に係る組織は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

② コンプライアンス

コンプライアンスに係る教育は定期的実施しており、当社および子会社ならびにその全役職員のコンプライアンスの意識の向上を図っております。

また、当社は公益通報の窓口を設置しており、社内のみならず、取引先などの外部からの通報も受付、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ **リスク管理**

当社および子会社の危機管理に関する基本的事項について定め、経営に重大な影響を及ぼす事項を未然に防止すること、および万一発生した場合の被害の極小化を図ることを目的とし、当社のリスクに関する組織としてリスクマネジメント委員会（当事業年度は9回開催）を設置し、危機管理に必要な体制を整備しております。

④ **当社グループにおける業務の適正の確保**

グループ各社への取締役の派遣・株主権の行使、内部監査室によるグループ各社への内部監査の実施、グループ各社管理部門の設置等により、グループ各社の業務の適正の確保に努めています。

また、当社およびグループ各社における取締役会の十分な監視・監督機能の発揮のため、社外取締役を選任したことにより、当社およびグループ各社のガバナンス強化に努めております。

⑤ **監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等**

監査等委員会は、取締役会、経営会議およびその他の重要会議への出席を通じて、内部統制に係る組織が担当する内部統制の整備、運用状況を確認しております。

また、会計監査人、内部監査室との内部統制に係る組織と必要に応じて双方向的な情報交換を実施することで当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

(7) 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① **会社の支配に関する基本方針**

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付等が為された場合においても、一概に否定するものではなく、当該買付等に応じるか否かは最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、このような当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このような当社株式の大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

したがって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模な買付等またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配するものとしては不適切であると考えております。

② **会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み**

当社では、多くの投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。

これらの取組みは、上記①の基本方針の実現に資するものと考えております。

イ. 当社経営理念

当社は、創業以来、時代の求める技術を独自に開発し「カスタム製品の開発」と「製品の多様化」を事業指針として事業領域の拡大を図ってまいりました。当社は現在、経営理念として、人類社会に役立つ存在感あふれる企業を目指し、

- ・世界中から情報が集まり人が集まる「開かれた企業」となろう
- ・オンリーワン技術を磨く「独自性ある企業」となろう
- ・チャンスを与え失敗を乗り越え、任せることの出来る「自己実現の場である企業」となろう

新たな価値を創造し、社会に貢献する企業となろう

を掲げ、コア技術の更なる強化、新技術、新市場へのチャレンジで価値創造・向上に努めております。

ロ. 中期経営計画に基づく取組み

当社グループは、2022年4月より新たな5ヶ年中期経営計画（Change & Growth 2026）をスタートさせています。その内容は以下のとおりであります。

①基本的考え方

急激に変化する事業環境の中において、現事業の足許を固めつつも、新市場開拓や新規事業創出等による事業構造の転換に向けた取組みが不可欠と認識します。

事業面だけでなく、人事制度、企業カルチャー等の定性的な項目を含めた『変革』に取り組む、新たな『成長』のエンジンを創出し、中長期的な企業価値向上を図ります。中期的な視点で『変革』を推進し、『成長』の果実を収穫していくため、計画期間を5ヶ年としました。

②中計ビジョン

『ニッチ・トップ』を目指して

ニッチ・トップとは小さくても成長が期待できる市場において、技術の優位性により圧倒的な市場シェアを誇ることを示します。変化する市場ニーズを先取りして各事業分野のコア・テクノロジーを進化させ、お客様にとっての戦略的なパートナーとなることを目指します。

③中計テーマ

『変革』と『成長』

事業面・体制面において6つの変革に取り組んでまいります。

I. 事業を変える

- ・新市場開拓、新規事業創出等、成長戦略への重点的取り組み
- ・資本コストを意識した経営の徹底により戦略分野への資源集中

II. 技術を変える

- ・スタートアップ連携などオープン・イノベーションの加速
- ・カーボンニュートラルに向けた技術開発の強化

III. 営業を変える

- ・新市場開拓に向けた営業体制の整備等

IV. カルチャーを変える

- ・成長戦略を支える人事制度改革、運用の高度化
- ・従業員意識調査に基づいた施策展開

V. コスト構造を変える

- ・DX推進等によるコスト構造の改革、戦略的IT投資
- ・成長分野への積極投資

VI. コミュニケーションを変える

- ・情報開示の充実、株主との積極対話
- ・役職員間等社内コミュニケーションの強化

ハ. サステナビリティ経営への取り組み

当社グループは、サステナビリティに関わる取り組みの意思決定機関として、取締役会の監督のもと、代表取締役社長を最高推進責任者とし、業務執行取締役及び事業部門の責任者である執行役員等によって構成されるサステナビリティ委員会を設置しています。関連する方針の決定や、マテリアリティの取り組み状況の進捗管理、各種施策の審議等の役割を担っております。

また、経営理念、当社グループ行動憲章を基本的な考え方として、「気候変動など地球環境問題への配慮」、「人権の尊重、従業員の健康・働く環境への配慮や公正・適切な処遇」、「お取引先と公正・適正な取引」に取り組むことを謳ったサステナビリティ方針を策定しております。製品・サービスの提供を通じて社会的課題を解決することで、持続的な社会づくりに貢献し、企業価値向上に努めていくことが責務と認識しています。「社会課題の解決と当社グループの持続的成長（新技術、新事業へのチャレンジによる価値創造）」、「ガバナンス強化（リスクマネジメント、コンプライアンス）」、「人権啓発の推進と人材育成」、「製品の安全と品質」、「環境保全（気候変動問題への対処、CO2排出量削減）」の5つのマテリアリティを抽出し、PDCAサイクルを回すことで取り組みを推進しております。

特に気候変動については、当社グループは、2021年に「2050年のカーボンニュートラルへの貢献に向けて、2030年に自社分（国内事業所）のCO2排出量を50%削減（2015年基準）するとともに、サプライチェーン全体でのCO2排出量削減に取り組めます。また、社会全体のCO2排出量削減に向け、メカニカルな機構で機能する機構部品への代替提案も進めていきます。」との目標を定め、全社を挙げてCO2排出量削減に取り組んでおります。

サプライチェーン全体のCO2排出量については、Scope3のCO2排出量算定を行い、影響度の大きなカテゴリの削減に向け、製品使用時、加工時にCO2排出量の少ない新技術・新製品開発に継続的に取り組むとともに、調達パートナーに対してもCO2排出量削減への協力を要請してまいります。

二. コーポレート・ガバナンス（企業統治）強化等による企業価値向上への取り組み

当社は、「公正かつ健全で透明性の高い企業経営を目指す」をコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とし、変化の激しい市場において長期的に企業業績の成長を図り企業価値の最大化を追求するため、市場競争力の強化向上を目指しながら事業を迅速に運営し、グローバルに展開できる効率的なグループ体制の確立と公正かつ健全で透明性の高い経営の実現に向け、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めております。

当社は、これらの取り組みとともに、コンプライアンスをはじめ内部統制の強化、地球環境への配慮を進める一方、事業におけるリスクの極小化や品質向上の徹底、海外市場の開拓や成長が見込まれる分野への経営資源の傾斜配分など、当社グループ全体の構造転換も一層進めることにより、さらに株主の皆様を始め顧客、取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、中長期に亘る企業価値ひいては株主共同の利益の確保および安定的な向上に注力してまいります。

当社は、取締役会の監査・監督機能のより一層の強化とガバナンスの更なる充実を図り、経営の公正性、透明性および効率性を高めるため、2016年6月開催の第115期定時株主総会において監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

当社取締役会は、監査等委員でない取締役5名（うち社外取締役1名）と監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）の計8名で構成されております。なお、社外取締役3名は、いずれも株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

また、社内取締役2名と社外取締役3名で構成される「指名・報酬委員会」を設置し、取締役会の透明性を確保しております。

その他、サステナビリティ委員会、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会、財務報告に係る内部統制委員会、健康経営推進委員会を設置し、充実したコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社は、当初2008年6月27日開催の当社第107期定時株主総会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入いたしました。当社では、その後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、かかる対応策につき、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりましたところ、直近では、2023年6月29日開催の当社第122期定時株主総会において、その継続（以下継続後の対応策を「本プラン」といいます。）につきご承認いただいております。

イ. 本プランの目的

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為が為された場合の対応方針を含めた買収防衛策として、2023年6月29日開催の当社第122期定時株主総会における株主の皆様のご承認をいただき、対応策の内容を一部変更し、本プランとして継続することといたしました。

ロ. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

ハ. 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会規程に基づき、独立委員会を設置いたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動（後記ホの株主意思確認総会を開催するか否かについての判断も含みます。）について決定することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、必要に応じて当社の費用で、独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

二. 大規模買付ルール概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して、必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間および後記ホにより株主総会を開催する場合には株主による検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

ホ. 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、当社取締役会は、対応措置を講じることがあります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。ただし、いわゆる東京高裁四類型または強圧的二段階買収に該当し、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうと取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、対応措置を発動することがあります。また、いわゆる東京高裁四類型または強圧的二段階買収には該当しないものの、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうと取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動または不発動の是非について、株主意思確認総会を招集し、株主意思確認総会の結果に従い、対抗措置の発動または不発動を決定します。

ハ. 本プランの適用開始、有効期限、継続および廃止

本プランは、2023年6月29日の当社第122期定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき継続しており、その有効期限は2026年6月30日までに開催予定の当社第125期定時株主総会終結の時までとしております。

ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランは廃止されるものとします。

④ **本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて**

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

イ. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および株式会社東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

ロ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続さ

れるものです。

ハ. 株主意思を反映するものであること

本プランは、2023年6月29日開催の当社第122期定時株主総会において、本プランの継続に関する株主の皆様のご意思を確認させていただいており、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

さらに、本プランに基づいて対抗措置を発動することができる場合を、原則として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合および株主意思確認総会において発動の決議がされた場合に限り、例外的に取締役会の判断をもって発動できる場合をいわゆる東京高裁四類型および強圧的二段階買収に限定しており、対抗措置の発動の適否の判断に際しても、株主の皆様のご意思が可及的に反映される設計としております。

二. 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

ホ. デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役（監査等委員であるものを除きます。）の任期を1年としており、監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではございません。なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な課題として考えており、内部留保金とともに1株当たり利益の配分原資の安定成長に努め、業績に見合った安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。

また、当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、業績等を総合的に勘案し、当期の期末配当金につきましては、1株につき15円とさせていただきたいと存じます。なお、中間期において、中間配当金1株につき15円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、1株につき30円となります。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	28,887	流動負債	10,509
現金及び預金	9,903	支払手形及び買掛金	2,085
受取手形、売掛金及び契約資産	7,006	電子記録債務	4,479
電子記録債権	3,342	1年内返済予定の長期借入金	574
商品及び製品	1,678	未払法人税等	188
仕掛品	3,918	賞与引当金	471
原材料及び貯蔵品	2,715	役員賞与引当金	5
その他	334	製品補償引当金	117
貸倒引当金	△11	環境対策引当金	8
固定資産	18,680	固定資産解体費用引当金	45
有形固定資産	9,828	前受収益	81
建物及び構築物	3,479	その他の他	2,451
機械装置及び運搬具	976	固定負債	10,710
土地	4,747	長期借入金	1,840
建設仮勘定	47	役員株式給付引当金	18
その他	577	環境対策引当金	766
無形固定資産	420	退職給付に係る負債	1,975
投資その他の資産	8,431	資産除去債務	30
投資有価証券	7,892	長期前受収益	5,266
長期貸付金	30	繰延税金負債	772
繰延税金資産	45	その他の他	39
その他	509	負債合計	21,220
貸倒引当金	△47	(純資産の部)	
資産合計	47,568	株主資本	18,585
		資本金	6,103
		資本剰余金	3,454
		利益剰余金	10,637
		自己株式	△1,609
		その他の包括利益累計額	5,365
		その他有価証券評価差額金	3,837
		為替換算調整勘定	1,528
		非支配株主持分	2,396
		純資産合計	26,347
		負債・純資産合計	47,568

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高			28,205
売上原価			21,635
売上総利益			6,569
販売費及び一般管理費			7,152
営業損失			583
営業外収益			796
受取利息及び配当金 その他の営業外収益	237 558		
営業外費用			170
支払利息 その他の営業外費用	12 158		
経常利益			42
特別利益			24
固定資産売却益	24		
特別損失			1,051
固定資産除却損	33		
固定資産売却損	0		
減損損失	42		
環境対策引当金繰入額	793		
固定資産解体費用引当金繰入額	45		
不具合対策損失	85		
特別退職金	50		
税金等調整前当期純損失			985
法人税、住民税及び事業税	452		263
法人税等調整額	△189		
当期純損失			1,248
非支配株主に帰属する当期純利益			220
親会社株主に帰属する当期純損失			1,468

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,103	3,454	12,312	△1,236	20,634
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△205		△205
従業員奨励福利基金			△0		△0
親会社株主に帰属 する当期純損失			△1,468		△1,468
自己株式の取得				△373	△373
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△1,675	△373	△2,048
当 期 末 残 高	6,103	3,454	10,637	△1,609	18,585

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	2,344	1,286	3,630	2,387	26,653
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△205
従業員奨励福利基金					△0
親会社株主に帰属 する当期純損失					△1,468
自己株式の取得					△373
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,492	241	1,734	9	1,743
当 期 変 動 額 合 計	1,492	241	1,734	9	△305
当 期 末 残 高	3,837	1,528	5,365	2,396	26,347

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産		20,135	流動負債		8,713
現金及び預金		5,042	支払手形		86
受取手形		241	電着記録債		4,215
電子記録債権		3,429	1年内返済予定の長期借入金		1,345
売掛金		4,704	リース債		500
契約及び製品		74	未払費用		5
商品及び製品		1,001	未払法人税等		592
原材料及び貯蔵品		3,546	未払法入税		246
有償受給取引に係る資産		1,723	前払費用		94
前払費用		5	前払受取引		381
短期貸付金		16	預り保証金		81
未収入金		55	設備関係の支払手形		35
その他の金		149	営業外電着記録債		203
貸倒引当金		145	営業外電着記録債		355
固定資産		△0	設備関係の支払手形		51
有形固定資産		18,171	設備関係の支払手形		186
建物		8,264	設備関係の支払手形		4
構築物		2,445	設備関係の支払手形		117
機械及び装置		73	設備関係の支払手形		8
車両運搬具		772	設備関係の支払手形		45
工具、器具及び備品		2	設備関係の支払手形		155
土地		437	設備関係の支払手形		10,016
建物		4,472	設備関係の支払手形		1,750
無形固定資産		12	設備関係の支払手形		7
ソフトウェア		46	設備関係の支払手形		18
ソフトウェア		141	設備関係の支払手形		1,677
ソフトウェア		121	設備関係の支払手形		5,266
ソフトウェア		18	設備関係の支払手形		766
ソフトウェア		1	設備関係の支払手形		529
投資その他の資産		9,766	負債合計		18,729
投資		6,551	(純資産の部)		
関係会社株		1,562	株主資本		15,800
関係会社出資		1,054	資本剰余金		6,103
長期貸付金		600	資本準備金		3,454
長期前払費用		34	その他の資本剰余金		1,600
差入保証金		47	利益剰余金		1,854
その他の金		279	繰越利益剰余金		7,782
貸倒引当金		△363	自己株		7,782
資産合計		38,307	評価・換算差額等		△1,539
			その他の有価証券評価差額金		3,777
			純資産合計		3,777
			負債・純資産合計		19,577
					38,307

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損 益 計 算 書

(2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上 高			21,084
売 上 原 価			16,941
売 上 総 利 益			4,143
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			5,461
営 業 損 失			1,318
営 業 外 収 益			2,236
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,527		
そ の 他 の 営 業 外 収 益	708		
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	11		
そ の 他 の 営 業 外 費 用	305		317
経 常 利 益			600
特 別 利 益			899
固 定 資 産 売 却 益	21		
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損	16		
減 損 損 失	42		
固 定 資 産 解 体 費 用 引 当 金 繰 入 額	45		
環 境 対 策 引 当 金 繰 入 額	793		
税 引 前 当 期 純 損 失			277
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	258		
法 人 税 等 調 整 額	△125		133
当 期 純 損 失			410

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	6,103	1,600	1,854	3,454	8,399	8,399
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△206	△206
当 期 純 損 失					△410	△410
自 己 株 式 の 取 得						
株主資本以外の項目の 当期の変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△617	△617
当 期 末 残 高	6,103	1,600	1,854	3,454	7,782	7,782

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△1,167	16,789	2,317	2,317	19,107
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△206			△206
当 期 純 損 失		△410			△410
自 己 株 式 の 取 得	△372	△372			△372
株主資本以外の項目の 当期の変動額（純額）			1,460	1,460	1,460
当 期 変 動 額 合 計	△372	△989	1,460	1,460	470
当 期 末 残 高	△1,539	15,800	3,777	3,777	19,577

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

株式会社オリジン
取締役会 御中

協立神明監査法人

東京事務所

代表社員 公認会計士 田 中 伴 一
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 鈴 木 宏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オリジンの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オリジン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

株式会社オリジン
取締役会 御中

協立神明監査法人

東京事務所

代 表 社 員 公認会計士 田 中 伴 一
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 鈴 木 宏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オリジンの2023年4月1日から2024年3月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第123期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（会社の内部統制に係る体制全般）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議（業績会議、戦略会議、部店長会議、品質会議、サステナビリティ委員会、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会、財務報告に係る内部統制委員会、健康経営推進委員会、事業計画説明会、原価会議、他）に出席しました。取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類（社長決裁稟議書等）を閲覧し、本社及び主要な事業所（本社事業所、間々田工場、瑞穂工場、吉見工場、朝霞開発センター、北本倉庫、他）において業務及び財産の状況を調査（第2四半期、及び本決算実地棚卸監査）しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。グループ監査の観点からは、各グループ会社の監査役等をメンバーとするグループ監査役等連絡会を開催し意思疎通を図り、相互に情報を伝達し、意見の交換等を行いました。
- (2) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協立神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協立神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

株式会社オリジン 監査等委員会

常勤監査等委員 宮 内 公 平 ㊞

監査等委員 入 江 護 ㊞

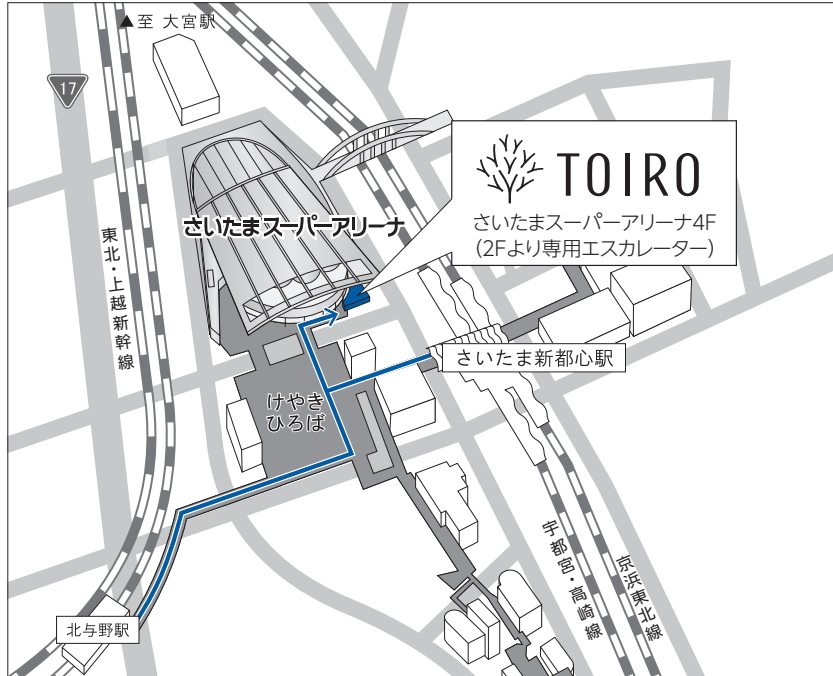
監査等委員 千代延 郁 男 ㊞

(注) 監査等委員入江護、千代延郁男は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

第123期定時株主総会会場ご案内図

会 場 埼玉県さいたま市中央区新都心 8 番地
さいたまスーパーアリーナ 4階 TOIRO
最寄り駅 J R 京浜東北線・宇都宮線・高崎線
さいたま新都心駅 徒歩4分
J R 埼京線 北与野駅 徒歩7分



- ◎ 株主様用の駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。



株式会社 オリジン

